バイク専用駐輪場使用細則

【バイク (50cc 以下の原動機付自転車、125cc 以下の原動機付自転車、軽二輪、小型二輪)】

パーク上尾団地管理組合(以下「管理組合」という。)は、団地管理規約第 18 条の規定により、本団地敷地内の駐輪場を管理するため、バイク専用駐輪場使用細則(以下「本細則」という。)を定める。

(使用者等)

- 第1条 バイク専用駐輪場は組合員及びその同居人並びに組合員より専有部分の貸与を 受けた占有者及びその同居人が使用することができる。
 - 2 バイク専用駐輪場を使用できる車輌は、50cc以下の原動機付自転車、50 ccを超える原動機付自転車、軽2輪、及び小型自動2輪車で、サイドカー付 車輌や牽引車などの特殊車輌は使用できないものとする。
 - 3 バイクの駐輪台数は、1住居1台を原則とする。(但し空きがある場合は除く。 その後申し込み者が増加した場合などは、2台所有の者は協議に応じ、1住居 1台の原則に従うよう協力する)

(使用申込及び決定)

- 第2条 バイク専用駐輪場の使用を希望する者は、管理組合に対して所定の用紙により 申し込まなければならない。
 - 2 管理組合は、管理組合の定める方法により、バイク専用駐輪場の使用者を決定 する。

(バイク専用駐輪場の使用契約)

- 第3条 前条第2項により管理組合がバイク専用駐輪場の使用者を決定したときは、管理組合と使用者は、別に定めるバイク専用駐輪場使用契約を締結する。
 - 2 使用者にはバイク用ワッペンを発行するものとする。
 - 3 使用者はワッペンを管理組合の指定する場所に貼付しなければならない。

(車両の変更届)

第4条 使用者は、バイク専用駐輪場に駐輪する車両に変更が生じた場合には、速やか に管理組合に届け出、管理組合の承認を得る必要がある。

(バイク専用駐輪場の使用期間)

第5条 バイク専用駐輪場使用契約の期間は、1年間とする。

(バイク専用駐輪場の使用料金)

第6条 バイク専用駐輪場の使用料金は、管理組合が決定するものとし、使用者は、バイク専用駐輪場使用料を管理組合の指定する方法により、管理組合に支払うものとする。

なお、年度内の途中で解約をする場合や転居される場合でも、使用料金は返金しない。

(譲渡、転貸の禁止)

第7条 使用者は、バイク専用駐輪場を他に譲渡、又は転貸してはならない。 (遵守事項)

- 第8条 使用者はバイク専用駐輪場を使用するにあたり、次の事項を遵守しなければな らない。
 - ① 必ず指定された場所に駐輪すること
 - ② 隣接の駐輪車等に支障を及ぼさないようにすること。
 - ③ 駐輪場内ではエンジンをかけず、手押しすること
 - ④ 敷地内での警笛及ぶエンジンの空ぶかしをしないこと。 また、深夜の出入りによる迷惑を及ぼす騒音を出来る限り発しないこと。
 - ⑤ 車両進入禁止区域を走行しないこと
 - ⑥ バイク専用駐輪場以外の場所に駐車しないこと

(使用者の義務)

- 第9条 使用者は、バイク専用駐輪場の使用にあたり、管理組合の指示に従うものとする。
 - 2 管理組合は、本細則の違反者に対して、是正のための勧告をすることができる。
 - 3 本団地居住者以外の名義を有するバイク及びナンバープレート無し・解体車・ 自賠責保険切れ等道路運送車両法上運行が認められないバイクについては、駐 輪場の使用を認めない。

又、管理組合は、管理運営上必要に応じ「車両検査証」又は「登録証」及び自 賠責保険証明書」の提示を求めることができる。

(使用の禁止)

- 第10条 管理組合は、使用者が本細則の条項に違反したときは、バイク専用駐輪場使用 契約を解除することができる。
 - 2 使用者が、本団地の専有部分の区分所有権又は占有権を失ったときや、本団地 以外へ転居する場合は、バイク専用駐輪場は使用できないものとする。
 - 3 使用者が、本細則に違反したとき及び前条第2項の勧告に従わないときは、管理組合は何等の通知勧告を要しないで、使用を禁止することができる。
 - 4 前2項の場合、使用者は速やかにバイクをバイク専用駐輪場から搬出する。
 - 5 前項の場合において、使用者がバイク専用駐輪場から搬出しないときは、管理 組合は使用者の負担において適宜の処置をとることができる。これにつき使用 者は異議を申し出ないものとする。

(管理責任)

- 第11条 管理組合は、盗難、事故、トラブル等についての責任を一切負わないものとする。
 - 2 使用者が、場内の施設、機器及び標識等を破損又は汚損したときは、速やかに 管理組合に連絡し、指示に従わなければならない。

附則

(細則の発行)

第12条 本細則は、平成22年5月31日から効力を生じる。

(細則の改正)

第13条 本細則の変更又は廃止は、団地総会の決議を経なければならない。

パーク上尾団地管理組合(以下「甲」という。)と_____(以下「乙」という。)とは、パーク上尾団地管理規約第18条の使用細則におけるバイク専用駐輪場細則に基づき、次の通りバイク専用駐輪場使用契約(以下「本契約」という。)を締結する。

- 第1条 甲は、バイク専用駐輪場のうち管理組合が別途指定する位置を乙に使用せしめる ことを約する。
- 第2条 乙は、駐輪する原動機付自転車、軽2輪、小型自動2輪(以下「バイク」)をあら かじめ甲に届けでなければならない。
 - 2 乙は、前項の届出事項に変更があった場合には、速やかに管理組合に届け出、管理組合の承認を得なければならない。
 - 3 乙は、駐輪するバイクに対し、管理組合の指定する場所にバイク専用ワッペンを 貼付しなければならない。
 - 4 バイク専用駐輪場を使用できる車両は、50 c c 以下の原動機付自転車、軽 2 輪、 小型 2 輪車で、サイドカーや牽引車などの特殊な車両は使用できないものとする。
- 第3条 使用料金は後示の通りとし、使用料を甲に支払うものとする。
 - 2 前項の使用料金の支払いは、甲の指定する方法で行うものとする。
 - 3 バイク専用駐輪場の使用料金は、管理組合が決定するものとする。
- 第4条 使用期間は1年間とする。 年度内の途中で解約をする場合や転居される場合でも、使用料金は返金しない。
- 第5条 乙は、バイク専用駐輪場の使用権を他に譲渡し、又は転貸等するこができない。
- 第6条 乙は、バイク専用駐輪場を善良なる管理者の注意をもって使用し、次にあげる行 為をしてはならない。
 - 一 バイクの駐輪以外の目的に使用すること
 - 二 指定された場所以外のところに駐輪しないこと。
 - 三 駐輪場内に発火性または引火性の高い物品を持ち込まないこと
 - 四 他のバイク、自転車などへの接触など行わないこと
 - 五 駐輪場内ではエンジンを掛けないこと
 - 六 法律上運行出来ない車両を保管駐輪すること
 - 七 前各号に規定するもののほかバイク駐輪場使用細則に反する行為をすること
 - 2 前項の規定のほか甲がバイク専用駐輪場の管理上必要な規定等を作成し、又は変更して、これを乙に通知し、若しくは適当な場所に掲示したときは、乙はこれを 守らなければならない。
- 第7条 駐輪場内において駐輪車両が盗難・衝突・接触等の事故を起こし、又は天災地変、 火災その他の事由により滅失・毀損等乙に損害が生じても、甲は乙に対し損害賠 償を含む一切の責任を負わない。
- 第8条 本契約及びバイク専用駐輪場使用細則の条項に違反したときは、甲は本契約を解除することができる。
 - 2 乙が、その所有する専有部分を、他の組合員又は第三者に譲渡又は貸与したとき、

または、組合員より専有部分の貸与を受けた乙が本団地以外へ転居したとき、本契約は効力を失う。

- 第9条 使用期間満了、契約の解除等によって本契約が終了した場合、乙は無条件にて直 ちに使用バイク駐輪場を甲に明け渡さなければならない。
- 第10条本契約に定めのない事項については、パーク上尾バイク駐輪場細則によるほか、 甲・乙協議の上誠意をもって処理しなければならない。

バイク専用駐輪場 駐輪車両名

登録番号

使用料金

バイク排気量	1台目	2 台目以降
50cc 以下	年 ¥3,000	年 ¥10,000
400cc 以下	年 ¥5,000	年 ¥10,000
400cc を超える	年 ¥10,000	年 ¥10,000

※原則は1住居1台まで。

※2 台所有の場合、1 台目を上記区分による小額の方を選択し、2 台目を¥10000 とする。

※年度内の途中で解約をする場合や転居される場合でも、使用料金は返金しません。

使用期間 1年間

上記契約の証として、本契約書2通を作成し、署名押印の上、甲・乙各1通を保持する。 平成 年 月 日

甲 パーク上尾団地管理組合

理事長

乙 住戸番号 番館 号室

氏名